

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告（抜粋）

変更され、保健師及び助産師の国家試験受験資格取得に必要な単位数が従来の23単位から28単位に増加した。これに伴い、能力の強化や職業アイデンティティの育成が要請されるなど、資格取得にかかる教育のさらなる充実が求められることとなった。

2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方

(1) 学士課程における看護系人材養成の基本方針

<学士課程における看護系人材養成の特徴>

看護師等が多様な学校種によって養成されている現状に鑑み、学士課程における看護系人材養成の在り方を検討する際には、何よりも当該課程において養成することの意義に留意する必要がある。

まず、大学は学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究する目的を持ち、これを担保するために教員の資格、教員組織、施設設備、研究環境、授業改善のための組織的な研修及び研究等につき、設置基準が課せられている。教員については、学術研究上の業績を重ねることと、その成果に裏付けされた質の高い教育を実践することの両面が求められている。大学における看護学教育に質の高い看護師等を輩出することが期待される所以である。

また、学士課程教育の主要な特徴の一つである教養教育では、専門分野の枠を越えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得の他、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待されている。人の支援に関わる看護系人材の養成においては、とりわけ教養教育の充実が求められる。

看護系人材を養成する学士課程では、この教養教育と看護学分野における専門教育を担うことが期待されているが、後者は一面において職業教育の性格をも併せ持つ。大学における職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地から取り組まれ

るものである点に特徴があるとされている。

こうした教育の特色を踏まえた上で、学士課程における看護系人材養成の在り方について述べる。

＜学士課程における看護系人材養成の目指すもの＞

今後の学士課程における看護系人材養成においては、専門職として能力開発に努め、長い職業生活においてもあらゆる場で、あらゆる健康レベルの利用者のニーズに対応し、保健、医療、福祉等に貢献していくことのできる応用力のある国際性豊かな人材養成を目指す。これは、看護系大学においてはこれまでと同様に、看護専門職になるために共通して必要な基礎的知識や実践能力を教授することを意味している。

このため、学士課程では、看護を取り巻く幅広い知識体系を学び、社会や環境との関係において自己を理解するための素養や、創造的思考力を育成するための教養教育を前提に、健康の保持増進・疾病予防を含めた看護師等の基礎となる教育を充実していく必要がある。

これに加えて、医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育を充実するとともに、専門職としての自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を育成することも重要である。

看護学基礎カリキュラムは、上記のような看護師等のいずれの職種にも共通して必要とされる能力の育成につながる内容を含むものとし、その内容は、看護師教育を包含するものである。また、就労後の新人研修へと効果的に接続することができる教育内容を考慮し、看護専門職としての発展につながるものである必要がある。

学生の資質が変化している中、改正された指定規則の教育内容を充足し、看護専門職の基盤となる資質を獲得させ、長い職業生活のスタートラインに立てる人材を育てるためには何が必要なのか、各大学が自大学の学生の状況や教育環境等を考慮しながら主体的に検討することが重要である。

(2) 大学院における看護系人材養成の基本方針

<大学院教育の方向性>

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(平成17年9月)では、今後の大学院教育の基本的な考え方を、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくこととしている。そして、教育の在り方としては、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことを基本としている。

<大学院における看護系人材養成の目指すもの>

こうした大学院教育の基本的考え方を前提に、看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。

さらに、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、それぞれの大学院は教員の業務量に十分配慮しながら、社会人等の受入れ体制を整備しておくことが望ましい。

修士課程の課程数が充実してきたことや学生の多様化が進んでいること等を踏まえ、各大学院においては、社会のニーズや自大学院の教育資源に基づき、養成する人材像を一層明確化することを通じて、主体的に機能分化を図っていくことが望ましい。

(3) 保健師及び助産師教育の充実方策について

<保健師教育の充実>

これまで、保健師教育は学士課程で学ぶすべての学生が履修してきた。

しかしながら今日、健康危機管理や児童虐待の予防、自殺対策など複雑な健康課題が顕在化するなかで、こうした課題の予防・解決に一定の役割を果たしてきた家族機能や地域

における人々のつながりが変化・縮小するなど、保健師活動を取り巻く環境は大きく変化している。さらに、保健所及び市町村の保健センターの業務や組織が再編され、保健師の分散配置が増えていることから、保健師には、保健福祉チームの中で自律的に働くことがこれまで以上に求められている。

これらを背景に、公衆衛生看護活動に焦点を当て、保健師に求められている役割に対応できる能力の基礎を身につけることを目的として、指定規則に定める教育内容の充実が図られた。

こうした状況を踏まえ、学士課程においては、基本方針で述べたような、看護師等の基礎となる教育内容が確保されることを前提として、今後看護師教育のみの教育課程とするか、保健師教育を含めた教育課程とするか、あるいは希望する学生が保健師教育を選択できる教育課程とするかは、各大学が自身の教育理念・目標や社会のニーズに基づき、選択できるものとする¹¹。

その上で、大学専攻科における教育の実施、あるいは大学院において高度専門職業人の養成を目指した教育を実施すること等の方策を通じ、社会のニーズに応え得る保健師教育の充実を図ることが考慮されるべきである。

<助産師教育の充実>

助産師教育についても、異常分娩が増加していることを踏まえ、異常事態への対応能力を強化した教育や産褥期以降のケア、院内助産所や助産師外来など、周産期医療システムの中での助産師の役割を強化するための教育が求められ、指定規則に定める教育内容の充実が図られた。

既に助産師教育については学士課程において選択制が実施され、入学定員の約一割の学生が選択している現状にある。また、専攻科、別科における助産師教育の実施や、修士課

¹¹この提言を受けた保健師養成見直しのイメージを、参考資料に図示した

程や博士前期課程、専門職学位課程（以下、修士課程等という）において、高度専門職業人の養成を目指した助産師教育を試みる大学が徐々に増加しており、社会のニーズの多様化に対応した特色のある教育が実施されている。

今後も各大学においては、学士課程、専攻科、大学院等それぞれの役割や教育理念を踏まえて、社会のニーズに応じた助産師教育の充実を図ることが求められる。

3. 大学における看護学教育の質保証について

前章では、学位課程における看護学教育の特徴や保健師助産師看護師法等の改正、そして社会、地域のニーズや学生の状況を十分に踏まえた上で、どのような人材を養成するかについては、各大学がその教育理念に基づき主体的に決定していくことを確認した。

本章では、そうした主体的な決定に従い大学における看護系人材養成が多様化していくことを前提に、その教育の質保証の在り方について提言する。

具体的には、学士課程教育の質保証における参照基準として策定した「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」を提示し、看護実践能力を育成するために必要な取組について論じる。さらに、学位を授与する課程としての教育の質保証の観点から、学習成果に基づく教育課程編成の必要性を論じ、それを実効あるものにするための提言を行う。最後に、保健師、助産師を修士課程等で養成する場合の、望ましい教育課程の在り方と今後の課題について論じる。

1) 学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標の策定

<策定の目的>

看護学教育の質保証を考える上で、第一に論ずべき点は、社会の期待に応える看護実践能力を有する人材を輩出することをいかに保証するかということである。

文部科学省では「看護系大学が社会の期待に確実に応え、更なる発展を図るために解決

しなければならない課題が、学士課程卒業者の看護実践能力の向上である。」という問題意識のもと、平成16年の報告書¹²において学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標をとりまとめた。

しかしながら、これまで論じてきたように、大学教育を取り巻く状況は変化し、指定規則で保健師教育及び助産師教育に必要な単位数も増加した。今後教育の多様化の進行が予想されることを踏まえ、今一度、学士課程教育で養成する看護実践能力と卒業時到達目標を策定することは、今後の大学における看護系人材養成の質保証を考える上で、また、大学における看護学教育に対する社会の理解を得る上で不可欠である。

そこで、本検討会では文部科学省の委託調査研究事業の研究成果¹³に基づき検討を行い、学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標（以下、「学士課程版看護実践能力と到達目標」という）を再度示すこととした。

今回策定した「学士課程版看護実践能力と到達目標」は、これからの看護学基礎カリキュラムが目指す教育を具体化したものである。また、大学関係者だけでなく臨床の実践家や他職種、そしてケアの受け手である人々など、社会が大学における看護学教育について理解を深めることができるよう、到達目標を達成するために必要な教育内容や、期待される学習成果について明示した。

＜「学士課程版看護実践能力と到達目標」を参照する際の留意点＞

「学士課程版看護実践能力と到達目標」は、学士課程修了時に看護専門職者として修得すべきコアとなる能力とそのために必要な教育内容を示すものであり、学士課程の教育内容すべてを網羅するものではない。加えて、「教育内容」や「学習成果」は、到達目標についての関係者間の共通理解を得るために例示したものであり、必修事項として教育内容を制約するものではない。

¹² 前掲6

¹³ 研究代表者 野嶋佐由美：看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究（平成21年度先導的大学の改革推進委託事業）平成23年3月報告書完成予定

各大学には、「学士課程版看護実践能力と到達目標」を参照しつつ、その教育理念や養成する人材像にあわせて必要な教育内容を改めて検討し、独自の教育課程を編成することが求められる。

また、「学士課程版看護実践能力と到達目標」は、看護師国家試験受験資格に必要な教育内容を上回る内容を包含しているが、法制上、国家試験受験資格を直接担保する基準ではない。したがって、教育課程を編成する際には、各大学が取得可能とする資格取得に必要な教育内容が充足されるよう、留意する必要がある。

(1) 看護実践能力の定義と卒業時到達目標

ここでは、看護実践を構成する5つの能力群と、それぞれの群を構成する 20 の看護実践能力について示す。

5つの能力群と20の看護実践能力の一覧

I 群 ヒューマンケアの基本に関する実践能力
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
2) 実施する看護について説明し同意を得る能力
3) 援助的関係を形成する能力
II 群 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力
4) 根拠に基づいた看護を提供する能力
5) 計画的に看護を実践する能力
6) 健康レベルを成長発達に応じて査定 (Assessment) する能力
7) 個人と家族の生活を査定 (Assessment) する能力
8) 地域の特性と健康課題を査定 (Assessment) する能力
9) 看護援助技術を適切に実施する能力
III 群 特定の健康課題に対応する実践能力
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力
11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力

1 2) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力
1 3) 終末期にある人々を援助する能力
IV群 ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力
1 4) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力
1 5) 地域ケアの構築と看護機能の充実に資する能力
1 6) 安全なケア環境を提供する能力
1 7) 保健医療福祉における協働と連携をする能力
1 8) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力
1 9) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
2 0) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

それぞれの実践能力の定義、卒業時到達目標、そして、それに必要な教育内容と期待される学習成果については、添付資料 1、2 にまとめた。

(2) 看護実践能力の育成について

学生が「学士課程版看護実践能力と到達目標」に定める看護実践能力を修得できるよう、各大学においては、以下の取組が求められる。

- ・ 学生の学修準備状況に合わせた効果的なカリキュラムや教授方法を開発・実施すること
- ・ 教員がそれぞれの専門領域の枠を超えて創造的な議論をし、連携していくこと
- ・ 専任教員としてカリキュラムの全体像を把握し、かつ、最新の知識技術を持って主体的に臨地教育に携わるような、実践と教育を兼務する教員（以下、「臨地教員」という）等、多様な人材が教育に参画すること

さらに、今回の改正法の趣旨を踏まえて看護実践能力の育成を図るためには、以下の取組も必須である。

- ・ 取得可能な国家試験受験資格を得るに相応しい卒業時到達目標を明確に定め、それ

を実現する教育課程を構築すること

- ・ シラバス等の公表や、教育成果の自己点検評価、相互評価等により教育課程の改善に取り組むこと¹⁴
- ・ 学生、卒業生の評価を教育課程の改善に活かすこと

文部科学省においても、指定規則をみたすものとして大学の教育課程を承認する際¹⁵、シラバス等を通じて指定規則に定める教育内容が網羅されていることを確認するなどして、これまで以上に教育の質保証を行う必要がある。

なお、将来的には、分野別評価による教育課程の質保証体制を構築することが望まれる。

2) 学位課程における教育の質保証について

学士、修士等の学位を授与する教育課程の質保証においては、学位授与、教育課程編成、そして入学者選抜実施の3つの方針を統合的に明確化し、大学組織全体で共有し、これらを一連のものとして学生・社会に公開し、開かれた教育を推進することが求められている¹⁶。

<学士課程教育の質保証>

学士課程教育の質保証については、さらに以下の取組が求められる。

- ・ 学士力の育成が教養教育や隣接諸科学の学習と各専攻分野の教育を通じて培うものであることから、「学士課程版看護実践能力と到達目標」を参照しながら、学生が4年間で身につけるべき学習成果（学士力と看護実践能力が統合された成果）を具体化すること
- ・ 具体化した学習成果に基づき、十分に精選した教育課程を編成すること
- ・ 学生の主体的な学習時間を確保すること

¹⁴ 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日より教育研究活動のより詳細な情報公開が義務づけられる。

¹⁵ 保健師助産師看護師法施行令第十一条（学校指定）、第十三条（教育課程等の変更の承認）に基づく。

¹⁶ 我が国の高等教育の将来像（中央教育審議会答申、平成17年1月）における提言。

- ・ 職業教育関連科目を通じて学士力を育成するための教育方法の開発等に取り組むこと

そして、それらの取組を実体的に保証するためには、専任教員組織の編成にも充分留意する必要がある。

具体的には、看護学教育を行う学科内に講義から実習までを担当できる十分な数の専門科目担当教員を配置することに加え、教養教育担当教員、関連諸科学担当教員を配置すること、さらに、複数学部からなる大学においては、これに加えて他学部との連携により教養教育や関連諸科学担当の兼任教員を登用すること等である。

＜修士課程等における教育の質保証＞

修士課程等については、以下のような取組が求められる。

- ・ 各課程に相応しい学習成果を定め、それに基づき教育課程を編成すること
- ・ 学生の多様化を踏まえ、適切な入学者選抜の方針を定めること
- ・ 高度専門職業人養成においては、社会の変化に即した実践的な教育を行うため、
臨地教員の積極的な登用や、専門職学位課程における養成を考慮すること

また、前章において大学院ごとの判断により機能分化を図ることを提言したが、その際は、教育の質的・量的充実を図る手段の一つとして、大学院間連携等により異なる専門性を有する教員が協働して教育を担当する方策も考えられる。

3) 修士課程等において保健師・助産師養成を行う場合の質保証について

学位の質保証という観点から、修士課程等で養成する保健師や助産師の人材像と課程修了時の到達目標は、高度専門職業人に相応しいものであり、教育課程においては、指定規則の教育内容を超える高度な、学位に相応しい科目が開設されるべきである。

今後、指定規則の改正により保健師・助産師養成を行う課程の修了要件単位数が増加し、カリキュラムの過密化が進行することを踏まえ、修士課程等の教育の質と保健師教育、助

第七次看護職員需給見通し都道府県別

(単位：人、常勤換算)

区分	平成23年				平成27年			
	需要数	供給数	需要見通しと供給見通しの差		需要数	供給数	需要見通しと供給見通しの差	
01北海道	76,845.0	72,490.0	4,355.0	94.3%	80,592.0	78,869.0	1,723.0	97.9%
02青森県	19,829.8	18,927.8	901.9	95.5%	21,237.3	21,090.5	146.8	99.3%
03岩手県	16,592.5	15,824.4	768.1	95.4%	17,170.6	16,433.2	737.4	95.7%
04宮城県	24,457.1	23,819.7	637.4	97.4%	26,687.5	26,640.7	46.8	99.8%
05秋田県	13,702.2	13,562.7	139.5	99.0%	14,264.1	14,250.9	13.2	99.9%
06山形県	14,604.0	13,670.1	933.9	93.6%	14,907.3	14,457.7	449.6	97.0%
07福島県	24,410.0	24,156.0	254.0	99.0%	25,581.0	25,565.0	16.0	99.9%
08茨城県	27,884.8	25,555.9	2,328.9	91.6%	30,043.8	29,078.7	965.1	96.8%
09栃木県	20,650.4	19,887.6	762.8	96.3%	21,595.4	21,109.8	485.6	97.8%
10群馬県	22,287.7	21,910.5	377.2	98.3%	24,542.1	23,616.9	925.2	96.2%
11埼玉県	49,847.7	48,917.8	929.9	98.1%	55,626.1	54,536.8	1,089.3	98.0%
12千葉県	45,887.3	43,456.8	2,430.5	94.7%	50,891.6	49,410.0	1,481.6	97.1%
13東京都	115,462.0	112,839.0	2,623.0	97.7%	120,575.0	120,575.0	0.0	100.0%
14神奈川県	73,160.0	59,110.0	14,050.0	80.8%	81,118.0	79,340.0	1,778.0	97.8%
15新潟県	26,793.0	26,613.0	180.0	99.3%	28,440.0	28,454.0	△ 14.0	100.0%
16富山県	14,129.9	13,777.6	352.3	97.5%	14,936.9	14,834.6	102.3	99.3%
17石川県	16,579.1	16,202.8	376.3	97.7%	17,534.7	17,485.3	49.4	99.7%
18福井県	10,740.6	10,467.8	272.8	97.5%	11,526.6	11,360.6	166.0	98.6%
19山梨県	9,046.1	8,844.4	201.7	97.8%	9,481.6	9,385.4	96.2	99.0%
20長野県	24,307.0	23,578.0	729.0	97.0%	25,833.8	25,568.0	265.8	99.0%
21岐阜県	20,624.9	19,244.3	1,380.6	93.3%	22,213.9	21,916.4	297.5	98.7%
22静岡県	35,198.8	33,785.5	1,413.3	96.0%	37,208.5	36,348.3	860.2	97.7%
23愛知県	69,327.4	65,147.1	4,180.3	94.0%	74,656.9	73,870.1	786.7	98.9%
24三重県	18,207.3	17,645.0	562.3	96.9%	20,226.1	20,295.0	△ 68.9	100.3%
25滋賀県	13,235.1	13,142.7	92.4	99.3%	14,433.7	14,393.2	40.5	99.7%
26京都府	28,581.3	28,357.0	224.3	99.2%	30,780.9	30,780.0	0.9	100.0%
27大阪府	88,909.0	85,250.0	3,659.0	95.9%	98,553.0	99,508.0	△ 955.0	101.0%
28兵庫県	60,193.9	58,954.4	1,239.4	97.9%	64,817.5	64,774.2	43.2	99.9%
29奈良県	14,157.0	13,365.0	792.0	94.4%	15,924.0	16,002.0	△ 78.0	100.5%
30和歌山県	13,816.4	13,196.6	619.8	95.5%	14,610.8	14,354.6	256.2	98.2%
31鳥取県	8,328.0	8,052.0	276.0	96.7%	8,832.0	8,594.0	238.0	97.3%
32島根県	10,687.6	10,352.8	334.7	96.9%	11,226.7	10,981.8	244.9	97.8%
33岡山県	25,522.1	24,917.1	605.0	97.6%	26,818.6	26,745.4	73.2	99.7%
34広島県	41,948.8	40,563.4	1,385.4	96.7%	44,378.1	43,785.7	592.4	98.7%
35山口県	21,222.0	20,846.0	376.0	98.2%	22,463.0	22,380.0	83.0	99.6%
36徳島県	12,406.4	11,958.8	447.6	96.4%	12,973.7	12,876.4	97.3	99.3%
37香川県	14,218.3	13,840.0	378.3	97.3%	14,853.2	14,786.0	67.2	99.5%
38愛媛県	19,622.7	19,466.0	156.7	99.2%	19,979.6	19,803.1	176.5	99.1%
39高知県	12,989.1	12,766.0	223.1	98.3%	13,491.6	13,445.6	46.0	99.7%
40福岡県	76,522.7	76,002.3	520.4	99.3%	80,633.9	80,566.4	67.5	99.9%
41佐賀県	13,640.5	13,043.2	597.3	95.6%	14,420.5	13,988.9	431.6	97.0%
42長崎県	24,422.0	23,565.0	857.0	96.5%	24,993.0	24,534.0	459.0	98.2%
43熊本県	29,030.8	28,459.4	571.4	98.0%	31,284.2	31,262.8	21.4	99.9%
44大分県	19,050.6	18,787.0	263.6	98.6%	19,878.6	19,709.0	169.6	99.1%
45宮崎県	18,833.1	18,520.3	312.8	98.3%	19,949.6	19,881.6	68.0	99.7%
46鹿児島県	29,064.9	28,617.3	447.6	98.5%	30,580.0	30,451.1	128.9	99.6%
47沖縄県	17,337.0	16,823.8	513.2	97.0%	18,124.9	17,926.8	198.1	98.9%

注) 四捨五入のため、需要見通しと供給見通しの差が需要数－供給数と一致しない都道府県もある。

北陸3県公共職業安定所「看護師（職員）求人倍率」データ

		石川県			富山県			福井県		
		H25年度	H24年度	H23年度	H25年度	H24年度	H23年度	H25年度	H24年度	H23年度
新規求人 (人)	常用	2,636	2,739	2,928	2,808	2,795	2,711	2,081	2,165	2,007
	パート	1,318	1,261	1,042	1,356	1,338	1,308	1,263	1,194	1,054
新規求職 (人)	常用	599	652	618	614	600	546	408	329	383
	パート	426	412	393	462	488	432	267	274	249
新規求人倍率 (倍)	常用	4.40	4.20	4.74	4.57	4.66	4.97	5.10	6.58	5.24
	パート	3.09	3.06	2.65	2.94	2.74	3.03	4.73	4.36	4.23
有効求人 (人)	常用	7,600	8,001	8,390	8,136	8,052	7,711	6,040	6,344	5,846
	パート	3,756	3,543	2,925	3,855	3,737	3,649	3,587	3,468	3,086
有効求職 (人)	常用	2,189	2,212	2,083	1,867	1,867	1,721	1,282	1,033	1,231
	パート	1,689	1,607	1,579	1,807	1,941	1,540	1,023	965	1,016
有効求人倍率 (倍)	常用	3.47	3.62	4.03	4.36	4.31	4.48	4.71	6.14	4.75
	パート	2.22	2.20	1.85	2.13	1.93	2.37	3.51	3.59	3.04

※金沢公共職業安定所・富山公共職業安定所・福井公共職業安定所調べ

金城大学看護学部看護学科（平成 27 年 4 月開設予定）
看護師の採用実績及び 4 年制大学卒の看護師採用意向調査

学校法人金城学園では、文部科学省より看護師学校（4 年制）としての指定を受けるべく、平成 27 年 4 月の開設に向けて、金城大学看護学部看護学科（仮称）の設置準備を進めております。つきましては、医療関連機関・施設の看護師採用実績と採用意向等をお伺いしたく、ご協力をお願い申し上げます。なお、本調査は客観性を担保するため、大学等に関する調査に関して多くの実績を持つ一般財団法人日本開発構想研究所に集計・分析等を委託します。調査は無記名で行われ、結果は統計的に処理され調査目的以外に使用することはありません。甚だ勝手ではございますが、結果集計の都合上、2 月 28 日（金）までに返送用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。また、同封いたしましたボールペンは、調査用紙記入にご利用いただければ幸いです。

（貴機関・施設について）

問 1 貴機関・施設の所在地についてお聞きします。次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

1. 能登地区（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡、鳳珠郡）
2. 金沢地区（かほく市、金沢市、野々市市、河北郡）
3. 加南地区（白山市、能美郡、能美市、小松市、加賀市）

問 2 貴機関・施設の種別についてお聞きします。次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

1. 病院・診療所
2. 訪問看護ステーション
3. 介護老人保健施設
4. 特別養護老人ホーム

（貴機関・施設の看護師採用実績・充足状況・採用計画について）

問 3 貴機関・施設における過去 3 ヶ年（平成 23 年度、24 年度、25 年度）の新卒看護師採用実績を年度別にご記入ください。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新卒看護師採用者数	人	人	人
（ ）内は、4 年制大学卒業者数で内数	（ ）人	（ ）人	（ ）人

注：採用実績なしの場合は、「0」、不明の場合は「不明」と回答欄にご記入ください。

問 4 現在の貴機関・施設の看護師充足状況についてお聞きします。次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

1. 大きく不足している
 2. やや不足している
 3. 充足している
 4. その他
- （具体的に _____）

問 5 貴機関・施設の平成 26 年度の新卒看護師採用計画を実数（予定数）でご記入ください。

	平成 26 年度
新卒看護師採用者数	人
（ ）内は、4 年制大学卒業者数で内数	（ ）人

注：採用計画なしの場合は「0」、未定の場合は「未定」と回答欄にご記入ください。

*** 裏面にお進みください ***

問6 貴機関・施設では、4年制大学を卒業した看護師資格所有者の採用にどのようなお考えをお持ちですか。該当する番号を1つお選びください。

1. 採用したい
2. 採用を検討したい
3. 採用は考えない
4. その他
(具体的に_____)

問7 貴機関・施設では、4年制の金城大学看護学部看護学科（仮称）設置についてどのようなお考えをお持ちですか。該当する番号を1つお選びください。

1. ぜひ設置してほしい
2. どちらかというところ設置してほしい
3. 設置してほしくない
4. その他
(具体的に_____)

問8 貴機関・施設では、金城大学看護学部看護学科（仮称）を卒業した看護師資格所有者の採用にどのようなお考えをお持ちですか。該当する番号を1つお選びください。

1. 採用したい
2. 採用を検討したい
3. 採用は考えない
4. その他
(具体的に_____)

問9 上記問8で1または2を選択された場合のみ、ご回答ください。

貴機関・施設では、金城大学看護学部看護学科（仮称）を卒業した看護師資格所有者を毎年何人程度採用したいというお考えをお持ちですか。該当する番号を1つお選びください。

1. 1～2人
2. 3～4人
3. 5～6人
4. 7～10人
5. 11人以上
6. その他
(具体的に_____)

(貴機関・病院の看護師増員計画について)

問10 今後の貴機関・施設の看護師増員計画についてお聞きします。該当する番号を1つお選びください。また、計画がある場合はその内容について差し支えない範囲でご記入ください。

1. 増員計画がある
2. 増員計画を検討している
3. 増員計画はない
4. 未定

増員計画の概要

問11 平成27年4月開設予定の金城大学看護学部看護学科（仮称）について、ご意見等がございましたらご自由にお書きください。

*** 以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。 ***